

市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策

○ 前回資料に追記した事項

- 【資料17-2】3ページ目の「(1) 本対応策実施に伴う市町村条例改正の要否についての考え方」について、国に照会中としていた事項の回答が得られたため、令和8年1月16日開催の令和7年度第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議【資料11】に、以下のとおり追記を行った。

〔旧〕

令和6年度分に対し実施する緊急回遊的対応の考え方等についての整理

(1) 本対応策実施に伴う市町村条例改正の要否についての考え方

〔疑義事項〕

- ・市町村国保条例における保険料の基礎賦課総額にかかる規定において、歳出項目に府基金への償還費用がある一方で、その財源となる府2号繰入金については歳入項目から除く規定となっているため、条例改正をしなければ本対応策を実施できないのではないか。

- 上記疑義事項を踏まえた条例改正の要否について、本対応策の検討と並行して国と確認・調整を図ってきた結果、国から示された正式見解は以下のとおり。

〔国の見解〕

- ✓ 償還に要する費用を保険料以外で賄うことは、算定省令及び国保法施行令に反しない。
- ✓ 算定省令上、市町村標準保険料率の算定にあたっては、当該市町村に係る償還に要する費用を保険料に含めることを標準として考えているが、保険料以外の財源による償還を見込む等により、市町村標準保険料率の算定過程に償還に要する費用の額を見込まない（0円）とすることは問題ない。
- 本対応策については、府2号繰入金を以て、償還費用の財源に充当するスキームとなっている。
- 上記のとおり、償還費用について保険料収入以外を財源とする場合は、市町村標準保険料率の算定に係る歳出項目において償還費用を歳出項目に計上しないことは、法令に反するものではないとの国の見解が示されたことから、本対応策に対する条例改正は不要であり、現行条例に基づき対応可能。

〔新〕

令和6年度分に対し実施する緊急回遊的対応の考え方等についての整理

(1) 本対応策実施に伴う市町村条例改正の要否についての考え方

〔疑義事項〕

- ・市町村国保条例における保険料の基礎賦課総額にかかる規定において、歳出項目に府基金への償還費用がある一方で、その財源となる府2号繰入金については、歳入項目から除く規定となっているため、条例改正をしなければ本対応策を実施できないのではないか。

- 上記疑義事項を踏まえた条例改正の要否について、本対応策の検討と並行して国と確認・調整を図ってきた結果、国から示された正式見解は以下のとおり。

〔国の見解〕

- ✓ 償還に要する費用を保険料以外で賄うことは、算定省令及び国保法施行令に反しない。
- ✓ 算定省令上、市町村標準保険料率の算定にあたっては、当該市町村に係る償還に要する費用を保険料に含めることを標準として考えているが、保険料以外の財源による償還を見込む等により、市町村標準保険料率の算定過程に償還に要する費用の額を見込まない（0円）とすることは問題ない。
- ✓ 市町村国保条例の保険料の基礎賦課総額にかかる規定においても、「見込額」と規定されていることから、市町村が0円と見込むのであれば、見込額を0円とすることは問題ない。

- 本対応策については、府2号繰入金を以て、償還費用の財源に充当するスキームとなっている。

- 上記のとおり、償還費用について保険料収入以外を財源とする場合は、市町村標準保険料率及び市町村国保条例の保険料基礎賦課総額の算定過程において償還費用を歳出項目に計上しないことは、法令に反するものではないとの国の見解が示されたことから、本対応策に対する条例改正は不要であり、現行条例に基づき対応可能。

国の回答『市町村国保条例の保険料の基礎賦課総額にかかる規定においても、「見込額」と規定されていることから、市町村が0円と見込むのであれば、見込額を0円とすることは問題ない。』を追記。

国の回答を踏まえ、『市町村国保条例の保険料基礎賦課総額の算定過程において償還費用を歳出項目に計上しないことは、法令に反するものではない』を追記。